

分野④：環境・都市計画・都市基盤整備

施策 2：自然環境・美しい景観の保全

施策目標

豊かな自然とくらしの調和を図りながら、美しい風土を守り育てるため、市民や事業者が協働して自然環境の保全や景観の保全・創出に取り組んでいます。

現状・課題

三上山や野洲川、琵琶湖を有する野洲市の豊かな自然環境は、多くの市民の愛着や誇りの源泉となっています。これらの自然は、生物多様性を育み、生活に潤いや安らぎを与える市民の財産であり、里山から琵琶湖へつながる自然環境の保全を一層推進することが求められています。

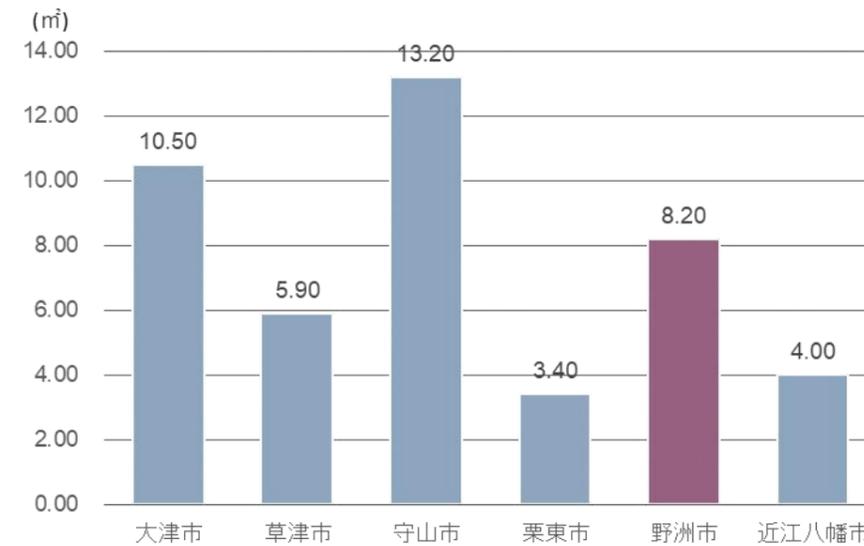
また、子育て世代にとって魅力のある公園や、防災機能や健康増進等の機能を有する公園の整備等に加え、市内の緑地の保全・創造に積極的に取り組むことも必要となっています。

これらの豊かな自然環境に影響を与える気候変動に対応するためには、生活スタイルの転換や省エネルギーの推進、また再生可能エネルギーの普及促進により、低炭素社会を形成する必要があります。これらの取組が浸透するには時間を要することから、環境教育や啓発に継続して取り組む必要があります。

自然景観の保全とともに、田園・集落景観や歴史・文化景観が調和した良好な景観を保全し、みんなが住みたい、住み続けたいと実感できるようなまちの景観を形成するため、重点地区の設定等を行っていますが、今後は市民や事業者等ともより認識を共有し、連携した取り組みを促進することが必要となっています。

これらの取組を進めるにあたっては、市民の自主的な活動の支援等を進めていくことが不可欠であるとともに、次代へ引き継いでいくための新たな担い手の確保に向けた取り組みが必要です。

■市民一人当たりの公園面積（平成 31 年 3 月末）



資料：令和元年度近畿都市統計要覧

取組方針

主な取組

- ① 自然環境の保全並びに低炭素社会の形成
自然環境を保全するとともに、環境に優しい新しいライフスタイルへの変革を図り、低炭素社会の形成を推進します。
- ② 景観の保全と創出
美しい景観は市民の財産であるという認識を市民・事業者等と共有し、美しい景観の保全・創出に取り組めます。
- ③ 都市公園の整備・維持管理の充実
都市公園を整備し、緑地を保全することにより市民の健康増進や憩い・癒しの場を創出します。
- ④ 環境に対する意識の向上と次代の担い手の確保
市民の自然環境や景観に対する愛着や誇りを高め、未来への保全に向けて新たな担い手の確保に取り組めます。

- 市民との協働による環境保全活動、省エネルギーの推進、クリーンセンターにおける熱エネルギーの有効活用、等
- 自主的な景観保全活動に対する支援、事業者に対する指導啓発、屋外広告物クリーンキャンペーン及び周知活動の実施、等
- 都市公園の整備、みどりの基本計画の推進、市民との協働による公園管理と担い手の確保、等
- 市民に対する環境保全啓発活動、環境活動への参加促進、等

指標

関連する主な市の計画

指標	現状値	目標値 (5年後)	(指標のそのものや現状値、目標値等の解説)
① 1人当たり都市公園面積	8.14 ㎡/人	8.5 ㎡/人	新たな都市公園の整備
② 違反広告物の数			

- 環境基本計画
- 景観計画
- みどりの基本計画（令和 2 年度策定予定）
- 都市計画マスタープラン